

許可・変更許可後の処理

林地開発許可を受けた皆様へ

林地開発許可後は、森林法施行細則（静岡県規則第 45 号）において、次の手続きが定められていますので、ご承知ください。

※ 様式は「森林法施行細則」の様式です。書類は、申請地が次の 7 市の場合は、静岡・浜松・沼津・富士・磐田・焼津・藤枝市役所、それ以外の場合は、管轄する農林事務所に正副 2 部を提出してください。

☐ : 必ず行う手続き ☐ : 必要に応じて行う手続き

1 標識の設置

工事に着手するときは、当該開発行為地の見やすい位置に**林地開発許可標識（様式第 4 号）**を設置してください。

2 着手届

当該開発行為に関する工事（以下「工事」という）に着手したときは、すみやかに**林地開発行為着手届（様式 5 号）**に**工程表（様式第 6 号）**と林地開発許可標識の設置写真を添付し、提出してください。

3 変更許可・変更届

申請内容に変更が生じる場合は事前に協議してください。以下のような場合は、**変更許可申請（様式第 1 号）**が必要となり、年 4 回（3、6、9、12 月中旬ごろ）開催される森林審議会に諮ることとなります。

① 形質変更する 5 条森林の面積が 1 ha を超えて拡大するとき

② 開発行為の**目的を変更**しようとするとき

③ 調整池等の**防災計画を変更**するとき（注）

上記①～③に該当しない変更の場合は、**林地開発変更届（様式第 2 号）**を提出してください。

（注）変更内容によっては、**【変更届】**での処理になることもあります。**【変更許可申請】**の場合、1ヶ月前には申請書の審査を終了しておくこととなり、【変更許可】までには、1ヶ月半～2ヶ月程度の時間がかかりますので、事業者には、早めに相談するようお伝えください。

4 防災工事完了届

工事では必ず**防災工事を先行させ**、完了後は**林地開発行為防災工事完了届（様式第 11 号）**を提出してください。

【添付書類と留意事項】

① **しゅん工図** : 設計値と出来形数値を比較できるように出来型図を作成するか、申請図に出来形管理表を添付してください。

② **しゅん工写真** : 施工前後のわかる全景や主たる構造物の写真を添付してください。

5 現地調査

防災完了届、完了届、中止届、廃止届を受理するにあたっては、農林事務所、（県庁）、市町が現地調査を行います。

※ 適否の判定は、県施工管理基準を**目安**としています。

6 事業者変更届

事業者の代表者名や事業所の所在地を変更した場合は、**林地開発事業者変更届（様式第3号）**を提出してください。

7 地位承継届

許可に係る行為を行う権原が承継された場合は、承継者が**林地開発行為地位承継届（様式第13号）**を提出することになっています。

8 中止届

- ・ 工事を6ヶ月以上中断する必要がある場合は、**林地開発行為中止届（様式第8号）**を提出してください。
- ・ 中断した工事を再開する場合は、**林地開発行為再開届（様式第10号）**及び**工程表（様式第6号）**を提出してください。

9 廃止届

森林の形質変更面積1ha以下で開発行為を完了することとなったときは、**林地開発行為廃止届（様式第9号）**を提出してください。

※ 林地開発行為の中止(中断)、廃止を行う場合は、あらかじめ防災上の支障の有無について確認を行います。支障がある場合は、必要な措置を講じてください。

10 完了届

工事が完了（工区完了を含む）するときは、**林地開発行為完了届（様式第12号）**を提出してください。

【添付書類と留意事項】

- ① しゅん工図
 - ② しゅん工写真
 - ③ 残置森林等の維持管理協定書：
- } 留意事項は、防災工事完了届と同じです。

開発完了前に、事業者、県（農林事務所長）、市町、地元自治会などの関係者による残置森林等の維持管理協定を締結してください。協定の期間は5年間を標準とし、期間満了時には関係者で協議し、内容の見直しを行うことになります。

- ④ 林地開発に伴う森林資源利用実績報告書

11 進ちょく状況の報告

毎年3月末と9月末現在の進ちょく状況を、それぞれ翌月の15日までに、**林地開発行為進ちょく状況報告書（様式第7号）**により報告してください。

12 定期査察

施工中及び完了後5年間は、残置森林等や防災施設の維持管理状況の確認のため、農林事務所、（県庁）、市町が定期的に現地の確認に伺いますので、ご協力をお願いします。